

令和 7 年度 都市計画税の使途について

都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。

都市計画事業とは、都市計画施設（道路・駐車場等の交通施設、公園・緑地等の公共空地、上下水道・汚物処理場等の供給施設又は処理施設）の整備に関する事業及び市街地開発事業です。

都市計画税を納める人は、都市計画法による都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者です。

税率は土地又は家屋の課税標準額の1,000分の3です。

（歳入）

都市計画税収入見込額	331,351 千円
------------	------------

（歳出） [充当事業] （単位：千円）

事業名	事業費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国（県） 支 出 金	市債	その他		うち都市計画税 充当額
下水道建設事業費（一般会計繰出金）	48,590	0	0	0	48,590	13,000
下水道事業債償還金（一般会計繰出金）	331,909	0	0	0	331,909	318,351
合 計	380,499	0	0	0	380,499	331,351